

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日ごと
の翌日)

目次

◇条 例 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

条 例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十六年三月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十一号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条第一項中「調整手当」の下に、「住居手当」を、「へき地手当」の下に「(これに準ずる手当を含む。)」を、「農林漁業改良普及手当」の下に「、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)」を加える。

第七条の三第一項中「十五年以内」を「二十年以内」に改め、同項第

一号中「三万二千五百円」を「四万五千円」に改める。

第九条の二第二項第一号中「百分の六」の下に「(人事委員会規則で定める地域及び公署にあつては、百分の八)」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第九条の三 前条第二項第一号の人事委員会規則で定める地域及び公署以外の地域及び公署に在勤する医療職給料表(一)の適用を受ける職員には、当分の間、同条の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に百分の八を乗じて得た月額の調整手当を支給する。

(住居手当)

第九条の四 自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額三千円をこえる家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、その家賃の額と三千円との差額の二分の一(その差額の二分の一が三千円をこえるときは三千円とし、その差額の二分の一に百円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。)の月額の住居手当を支給する。

2 前項に規定するもののほか、住居手当の支給に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第十条第二項第二号中「七百元(その使用する自転車等が原動機付のものである場合にあつては、九百元)」を「九百元(人事委員会規則で定める公署に勤務する職員で人事委員会規則で定めるところにより通勤が不便であると認められるものにあつては、千四百円)」に改める。

第十一条の三第三項中「但し、第十一条の五」を「ただし、第十一条の六」に改める。

第十一条の四を次のように改める。
(へき地手当等)

第十一条の四 へき地手当は、市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する職員(以下「県費負担教職員」という。)(が、へき地教育振興法(昭和二十九年法律第四百十三号)第二条に規定するへき地学校及びこれに準ずる学校で人事委員会規則で指定するもの(以下「へき地学校等」という。))に勤務したときに支給する。

2 前項の規定により指定されたへき地学校に勤務する県費負担教職員に支給するへき地手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額に同項の規定により指定されたへき地学校の級別に応じ、次に掲げる級別ごとの支給割合を乗じて得た額とする。

一級 百分の八

二級 百分の十二

三級 百分の十六

四級 百分の二十

五級 百分の二十五

3 第一項の規定により指定されたへき地学校に準ずる学校に勤務する県費負担教職員に支給するへき地手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額に百分の四を乗じて得た額とする。

第十二条の六を第十一条の七とし、同条の次に次の二条を加える。

(特地勤務手当等)

第十一条の八 生活の著しく不便な地に所在する公署として人事委員会規則で定めるもの(以下「特地公署」という。))に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

2 特地勤務手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額の百分の二十五をこえない範囲内で人事委員会規則で定める。

第十一条の九 職員が公署を異にして異動し、当該異動に伴つて住居を移転した場合又は職員の在勤する公署が移転し、当該移転に伴つて職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する公署又はその移転した公署が特地公署又は人事委員会が指定するこれらに準ずる公署(以下「準特地公署」という。))に該当するときは、当該職員には、人事委員会規則で定めるところにより、当該異動又は公署の移転の日から三年以内の期間(当該異動又は公署の移転の日から起算して三年を経過する際人事委員会の定める条件に該当する者にあつては、さらに三年以内の期間)、給料及び扶養手当の月額の合計額の百分の四をこえない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

2 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員のうち、前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

第十一条の五を第十一条の六とし、第十一条の四の次に次の一条を加える。

第十一条の五 県費負担教職員が在勤地を異にして異動し、当該異動に伴つて住居を移転した場合又は県費負担教職員の勤務する学校が移転し、当該移転に伴つて県費負担教職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校又はその移転した学校がへき地学校等又は特別の地域に所在する学校で人事委員会規則で指定するものに該当するときは、当該県費負担教職員には、人事委員会規則で定めると

ころにより、当該異動又は学校の移転の日から三年以内の期間（当該異動又は学校の移転の日から起算して三年を経過する際人事委員会規則で定める条件に該当する者にあつては、さらに三年以内の期間）、給料及び扶養手当の月額合計額の百分の四をこえない範囲内の月額のへき地手当に準ずる手当を支給する。

2 新たにへき地学校等又は前項の規定により指定された学校に該当することとなつた学校に勤務する県費負担教職員のうち、前項の規定による手当を支給される県費負担教職員との権衡上必要があると認められる県費負担教職員には、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、へき地手当に準ずる手当を支給する。

第十二条の二第三号中「調整手当」の下に「住居手当」を加え、同条第四号中「及び調整手当」を「調整手当及び住居手当」に改める。

第十六条第二項中「調整手当の月額」の下に「住居手当の月額」を、「へき地手当」の下に「（これに準ずる手当を含む。）」を加え、「及び農林漁業改良普及手当の月額」を「農林漁業改良普及手当の月額及び特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。）の月額」に改める。

第十六条の二第一項中「五百十円」を「六百二十円」に改め、「業務」の下に「その他特殊な業務」を加え、「千円」を「千二百円」に、「七百六十五円」を「九百三十円」に、「千五百円」を「千八百円」に改める。第十六条の四第二項中「百分の九十」を「百分の百」に改める。

第十六条の五第二項中「六月に支給する場合には百分の五十、十二月に支給する場合には」を削る。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一 行政職給料表

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	86,000	—	—	—	39,800	34,500	26,200
2	90,100	75,300	62,100	50,100	42,100	36,100	27,300
3	94,300	78,600	65,200	52,900	44,400	37,900	28,400
4	98,700	81,900	68,300	55,700	46,900	39,800	29,500
5	103,100	85,300	71,400	58,500	49,400	41,900	30,700
6	107,500	88,700	74,500	61,300	51,900	44,000	31,900
7	111,900	92,100	77,700	64,200	54,400	46,100	33,200
8	116,300	95,500	80,900	67,100	56,900	48,200	34,500
9	120,700	98,900	84,100	70,000	59,400	50,000	35,700
10	124,800	102,300	87,300	72,900	61,900	51,800	36,900
11	128,900	105,500	90,500	75,800	64,200	53,600	38,100
12	132,300	108,600	93,400	78,500	66,500	55,400	39,300
13	135,200	111,700	96,100	81,200	68,800	57,200	40,400
14	137,600	114,800	98,800	83,400	70,800	58,300	41,500
15	140,000	117,000	101,500	85,200	72,800	59,400	42,500
16	142,400	119,200	104,200	86,600	74,300	60,400	43,400
17		121,400	106,200	87,900	75,500	61,400	44,300
18		123,600	108,200	89,200	76,700	62,400	
19			110,200	90,500	77,900	63,400	
20			112,200	91,800	79,100		
21				93,100	80,300		

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第二 公安職給料表

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	—	—	—	39,500	34,800	31,200
2	83,100	70,300	52,000	41,900	36,200	32,400
3	86,500	73,400	54,800	44,300	37,600	33,600
4	89,900	76,500	57,600	46,700	39,500	34,800
5	93,300	79,700	60,400	49,200	41,800	36,200
6	96,700	82,900	63,300	51,700	44,200	37,600
7	100,100	86,100	66,200	54,200	46,600	39,500
8	103,500	89,300	69,200	56,700	49,000	41,800
9	106,900	92,500	72,200	59,200	51,400	44,100
10	110,300	95,700	75,200	61,700	53,800	46,400
11	113,500	98,900	78,200	64,200	56,200	48,700
12	116,600	101,800	81,200	66,700	58,600	51,000
13	119,700	104,600	84,200	69,200	61,000	53,300
14	122,800	107,400	87,200	71,700	63,400	55,600
15	125,000	110,200	89,600	74,100	65,800	57,900
16	127,200	112,900	92,000	76,500	68,100	60,200
17	129,400	115,100	94,000	78,900	70,400	62,500
18	131,600	117,300	96,000	81,300	72,700	64,800
19		119,300	98,000	83,300	75,000	67,100
20		121,300	99,500	85,300	77,300	69,400
21		123,300	101,000	87,300	79,600	71,700
22			102,500	89,300	81,600	74,000
23			104,000	90,800	83,600	76,000
24			105,500	92,200	85,600	78,000
25				93,600	87,600	80,000
26				95,000	89,000	82,000
27				96,400	90,400	84,000
28					91,800	85,300
29					93,200	86,600
30						87,900
31						89,200

備考 この表は、警察官に適用する。

00392

別表第三 教育職給料表

イ 教育職給料表(一)

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	—	36,100	28,400
2	73,300	38,200	29,500
3	76,300	40,200	30,700
4	79,300	42,200	31,900
5	82,600	44,300	33,400
6	85,900	46,400	35,000
7	89,400	48,500	36,800
8	92,900	51,000	38,700
9	96,400	53,500	40,600
10	99,900	56,000	42,500
11	103,400	58,800	44,600
12	106,900	61,600	46,700
13	110,400	64,400	49,100
14	113,900	67,200	51,500
15	117,400	70,100	53,900
16	120,900	73,000	56,300
17	124,400	75,900	58,700
18	127,500	78,900	61,100
19	130,600	81,900	63,500
20	133,700	84,900	65,600
21	136,700	87,900	67,700
22	139,600	90,700	69,800
23	142,500	93,500	71,900
24	145,000	96,300	73,700
25	147,500	99,100	75,400
26	150,000	101,900	77,100
27		104,700	78,400
28		107,100	79,700
29		109,500	81,000
30		111,600	82,200
31		113,700	83,400
32		115,800	84,600
33		117,800	85,800
34		119,800	87,000
35		121,300	88,200
36		122,800	89,400
37		124,300	90,600
38		125,800	
39		127,300	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

□ 教育職給料表 (二)

職 務 の 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円
1	—	31,900	28,400
2	60,700	34,000	29,500
3	63,500	36,100	30,700
4	66,300	38,200	31,900
5	69,200	40,100	33,400
6	72,100	42,000	35,000
7	75,000	44,000	36,800
8	77,900	46,000	38,700
9	80,900	48,000	40,600
10	83,900	50,400	42,500
11	86,900	52,800	44,400
12	89,700	55,300	46,300
13	92,500	58,000	48,200
14	95,300	60,700	50,100
15	98,100	63,400	52,000
16	100,900	66,200	53,900
17	103,700	69,000	55,800
18	106,100	71,800	57,700
19	108,500	74,600	59,500
20	110,700	77,000	61,300
21	112,900	79,400	62,400
22	115,000	81,800	63,500
23	117,000	84,000	64,600
24	119,000	86,000	65,700
25	120,500	87,800	66,800
26	122,000	89,500	67,900
27	123,500	91,200	69,000
28	125,000	92,900	
29	126,500	94,600	
30		96,200	
31		97,800	
32		99,400	
33		100,900	
34		102,400	
35		103,900	
36		105,300	
37		106,700	
38		108,100	
39		109,500	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四 研究職給料表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	—	—	35,200	30,700
2	—	—	37,100	32,000
3	—	—	39,200	33,400
4	89,000	60,800	41,600	34,800
5	93,100	64,300	44,200	36,500
6	97,200	67,800	46,900	38,400
7	101,400	71,300	49,600	40,500
8	105,800	74,800	52,400	42,800
9	110,800	78,100	55,300	45,200
10	115,800	81,400	58,200	47,700
11	120,800	84,600	61,100	50,200
12	126,000	87,800	64,000	52,900
13	131,200	91,000	66,900	55,600
14	136,400	93,800	69,800	58,300
15	141,600	96,500	72,600	60,800
16	146,600	99,000	75,400	63,300
17	151,600	101,500	78,200	65,500
18	156,600	103,800	80,700	67,700
19	161,000	106,100	83,200	69,900
20	165,200	108,100	85,600	71,800
21	168,900	110,100	87,700	73,500
22	172,500	112,100	89,400	75,200
23	176,100	114,000	91,100	76,600
24	178,800	115,900	92,800	77,900
25	181,500	117,800	94,400	79,100
26		119,700	96,000	80,300
27		121,600	97,600	
28		123,500		

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五 医療職給料表

イ 医療職給料表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	115,900 ^円	85,000 ^円	— ^円	46,500 ^円
2	120,400	89,200	72,600	50,000
3	124,900	93,400	76,600	53,500
4	129,400	97,900	80,800	57,000
5	133,900	102,400	85,000	60,900
6	138,400	106,900	89,200	64,800
7	142,900	111,400	93,400	68,700
8	147,000	115,900	97,700	72,600
9	151,100	120,400	102,000	76,500
10	155,200	124,900	106,300	80,400
11	159,300	129,400	110,600	84,300
12	163,300	133,400	114,100	87,300
13	167,300	137,400	117,600	90,300
14	171,300	141,400	121,100	93,300
15	174,900	145,300	124,100	96,300
16	178,300	148,300	127,100	99,300
17	181,700	151,300	130,100	102,300
18	184,400	154,300	133,100	105,300
19	187,100	156,600	134,900	107,400
20		158,900	136,700	109,500
21		161,200	138,500	111,000
22		163,500	140,300	112,500
23			142,100	114,000
24			143,900	

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	64,900	44,800	35,100	30,700	27,300
2	68,200	47,500	36,700	32,100	28,400
3	71,500	50,200	38,500	33,500	29,500
4	74,800	53,000	40,400	34,900	30,700
5	78,200	55,800	42,500	36,500	31,900
6	81,600	58,600	44,600	38,300	33,200
7	85,000	61,400	46,900	40,200	34,500
8	88,300	64,300	49,400	42,200	35,800
9	91,500	67,200	51,900	44,200	36,900
10	94,700	70,100	54,400	46,200	37,900
11	97,400	73,000	56,900	48,200	38,900
12	100,000	75,900	59,400	50,000	39,800
13	102,500	78,600	61,900	51,800	40,700
14	105,000	81,300	64,200	53,600	
15	107,100	83,400	66,500	55,400	
16	109,200	85,500	68,800	57,200	
17	111,200	87,000	70,800	58,300	
18	113,200	88,500	72,800	59,400	
19	115,200	89,900	74,300	60,400	
20	117,200	91,300	75,500	61,400	
21		92,700	76,600		
22		94,100	77,700		

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表 (三)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円	円
1	74,800	55,600	45,300	32,900	28,000
2	77,800	58,300	47,600	34,600	29,200
3	80,800	61,000	50,100	36,300	30,600
4	83,900	63,700	52,600	38,000	32,000
5	87,000	66,400	55,100	39,700	33,400
6	90,100	69,100	57,600	41,500	34,900
7	93,200	71,800	60,100	43,300	36,600
8	96,300	74,500	62,500	45,200	38,300
9	99,300	77,200	64,900	47,100	40,000
10	102,300	79,800	67,300	49,000	41,800
11	105,000	82,400	69,700	50,900	43,600
12	107,700	85,000	72,100	52,800	45,500
13	110,400	87,300	74,500	54,700	47,400
14	112,600	89,600	76,500	56,600	49,300
15	114,800	91,500	78,200	58,500	51,100
16	117,000	93,400	79,900	60,000	52,700
17	119,000	95,300	81,300	61,500	54,100
18	121,000	96,900	82,700	63,000	55,100
19	123,000	98,500	84,100	64,400	56,100
20		100,100	85,300	65,800	57,100
21		101,500	86,500	66,800	58,100
22		102,900	87,700	67,800	59,100
23		104,300	88,900	68,800	60,100
24		105,600		69,800	
25		106,900		70,800	
26		108,200			

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第七を削る。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第五ハ医療職給料表(三)の備考中
「健康婦」を削る。
「保」

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十二年十月鳥取県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十五項から第十九項までを削り、第二十項を第十五項とし、第二十一項を削り、第二十二項を第十六項とし、第二十三項から第二十九項までを六項ずつ繰り上げ、第三十項を削る。

附則別表第二及び附則別表第三を削る。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第四条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十五年十月鳥取県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

附則中第五項から第六項の二までを削り、第七項を第五項とし、第八項を第六項とする。

附則別表第一及び附則別表第二を削る。

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第五条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和四十三年二月鳥取県条例第二号)の一部を次のように改正する。

附則第七項及び附則第八項を削り、附則第九項中「改正前の昭和三十二年改正条例」を「第二条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」に改め、同項を附則第七項とし、附則第十

項から附則第十二項までを二項ずつ繰り上げる。

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第六条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十二年十月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条第一項中「調整手当」の下に「住居手当」を、「特殊勤務手当」の下に「特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)」を加える。

第四条の三を第四条の四とし、第四条の二の次に次の一条を加える。

(住居手当)

第四条の三 住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。)を支払っている職員(知事が定める職員を除く。)に対して支給する。

第五条の次に次の一条を加える。

(特地勤務手当等)

第五条の二 特地勤務手当は、生活の著しく不便な地に所在する公署として知事が定めるもの(以下「特地公署」という。)に勤務する職員に対して支給する。

2 職員が住居を移転した場合(知事が定める場合に限る。)において、当該移転の直後に勤務する公署が特地公署又は知事が定めるこれらに準ずる公署(以下「準特地公署」という。)に該当するときは、当該職員に対して、知事が定める期間、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

3 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に勤務する職員のうち、前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員に対して、同項の規定に準じて、特地勤務

手当に準ずる手当を支給する。

附則中第二項から第四項までを削り、第一項の項番号を削る。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第七条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「扶養手当」の下に「住居手当」を、「特殊勤務手当」の下に「特勤勤務手当(これに準ずる手当を含む。)」を加える。

第四条の次に次の一条を加える。

(住居手当)

第四条の二 住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。)を支払っている職員(企業管理規程で定める職員を除く。)に対して支給する。

第七条の次に次の一条を加える。

(特勤勤務手当等)

第七条の二 特勤勤務手当は、生活の著しく不便な地に所在する事務所として企業管理規程で定めるもの(以下「特勤事務所」という。)に勤務する職員に対して支給する。

2 職員が住居を移転した場合(企業管理規程で定める場合に限る。)

において、当該移転の直後に勤務する事務所が特勤事務所又は企業管理規程で定めるこれらに準ずる事務所(以下「準特勤事務所」という。)に該当するときは、当該職員に対して、企業管理規程で定める期間、特勤勤務手当に準ずる手当を支給する。

3 新たに特勤事務所又は準特勤事務所に該当することとなった事務所
に勤務する職員のうち、前項の規定による手当を支給される職員との

権衡上必要があると認められる職員に対して、同項の規定に準じて、
特勤勤務手当に準ずる手当を支給する。

附則中第二項及び第三項を削り、第一項の項番号を削る。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第八条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項中「二百円」を「二百五十円」に、「百六十円」を「二百円」に改める。

(警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第九条 警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十九年七月鳥取県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 夜間特殊業務手当

第七条を第九条とし、第五条及び第六条を二条ずつ繰り下げ、第四条の次に次の二条を加える。

(夜間特殊業務手当)

第五条 夜間特殊業務手当は、警察職員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後十時後翌日の午前五時前の間をいう。)において行なわれる業務に従事したときに支給する。

第六条 前条の手当の額は、その勤務一回につき二百五十円をこえない範囲内において人事委員会規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、昭和

四十六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第十六条の二第一項の規定を除く。）、「第四条の規定による改正後の職員に関する条例の一部を改正する条例の規定、第六条の規定による改正後の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定、第七条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定、第八条の規定による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定及び第九条の規定による改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、昭和四十五年五月一日から、改正後の条例第十六条の二第一項の規定は、昭和四十六年一月一日から適用する。

（特定の職務の等級の切替え）

3 昭和四十五年五月一日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の属する職務の等級が医療職給料表(三)の一等級である職員の切替日における職務の等級は、人事委員会の定めるところにより、特一等級又は一等級とする。

（特定の号給の切替え等）

4 前項の規定により切替日における職務の等級が特一等級となる職員の切替日における号給は、人事委員会が定める号給とし、前項の規定により切替日における職務の等級が一等級となる職員の切替日における号給は、切替日の前日においてその者の受ける号給（以下「旧号給」という。）と同じ号給とする。

5 前項の規定により切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の職員の給与に関する条例第四条第六項の規定の適

用については、旧号給を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間を増減した期間）を切替日における号給を受ける期間に通算する。

（最高号給等の切替え等）

6 切替日の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会が定める。

（切替期間における異動者の号給等）

7 切替日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

8 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

（旧号給等の基礎）

9 附則第三項から前項までの規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額、同条例及びこれに基づく人事委員会の定めに従つて定められたものでなければならぬ。

(給与の内払)

10 改正前の条例の規定及び第八条の規定による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定及び第八条の規定による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

(へき地手当に関する経過措置)

11 切替期間において、改正前の条例第十一条の四の規定によるへき地手当(以下「旧手当」という。)を受けていた期間がある県費負担教職員で改正後の条例第十一条の四の規定に基づく当該期間におけるへき地手当の額が当該期間において支給された旧手当の額に達しないものについては、同条の規定にかかわらず、当該期間において支給された旧手当の額に相当する額のへき地手当を支給する。

12 昭和三十五年改正条例附則第五項の規定に基づき旧手当を受けていた県費負担教職員で改正後の条例第十一条の四の規定に基づくへき地手当(以下「新手当」という。)の月額が施行日の前日における旧手当の月額に達しないものについては、施行日以後当該県費負担教職員が引き続き当該学校に勤務する場合においては、新手当の月額が旧手当の月額に達するまでの間、当該旧手当の月額に相当する額のへき地手当を支給する。

(人事委員会への委任)

13 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。